

熊本地震被災学生のための平成29年度入学料及び授業料に係る
特別支援について

【趣旨】

熊本地震による災害救助法適用区域等で家族等が被災した本学の平成29年度新入生及び在学生に対して、平成29年度の入学料免除及び入学後1年間（在学生は平成29年度前期・後期）の授業料免除の実施にあたり、特別枠を設けて経済的な支援をするものである。

なお、本学では、従来から経済的理由によって入学料及び授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者について、入学料及び授業料の免除・徴収猶予を行っているが、今回の特別支援は現行の制度とは別に実施するものである。

【内容】

1 免除対象者

本学の学部又は大学院研究科に平成29年度に入学する者（科目等履修生、研究生等として入学する者を除く）及び在学生であって、熊本地震による災害救助法適用区域等で家族等が被災したことに伴い、入学料又は授業料の納付が困難であると認められる者とする。

2 免除の種類

免 除 額	事 由
全額免除	熊本地震による災害救助法適用区域で家族等が被災した者で、次のいずれかに該当する者 ・主たる家計支持者が被災により死亡又は行方不明の場合 ・主たる家計支持者の所有する自宅家屋が全壊又は流出した場合 ・主たる家計支持者の所有する自宅家屋が半壊又は床上浸水したことにより、主たる家計支持者が1カ月以上の避難生活を余儀なくされた場合
半額免除	熊本地震による災害救助法適用区域で家族等が被災した者で、次のいずれかに該当する者 ・主たる家計支持者が入院加療又はそれと同等の怪我をされた場合 ・主たる家計支持者の所有する自宅家屋が半壊又は床上浸水した場合 ※ いずれにも該当する場合には、全額免除とする。

3 免除対象

平成29年度分入学料及び授業料

4 提出書類

免除対象とする事由を証明する書類。

（死亡又は行方不明を証明する書類、罹災証明書、診断書、本人申立書等）

なお、現行の「入学料免除・徴収猶予申請書及び授業料免除申請書」も併せて提出。

5 申請期限

平成29年度に入学する者：入学料、授業料免除申請ともに入学手続き時

平成29年度在学生：現行の授業料免除申請時期（1月、7月）

6 免除の許可・不許可の通知

入学料・授業料

春季入学者：5月中旬頃

秋季入学者：11月中旬頃